

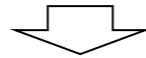
認知症施策の推進に係る条例の制定について

1 背景・経緯

- 急速な高齢化の進行に伴い、今後、認知症高齢者の大幅な増加が見込まれており、本県の認知症高齢者数は、平成24（2012）年で約23.7万人、65歳以上高齢者の約7人に1人であったものが、平成37（2025）年には約40万人、約5人に1人に上昇すると推計されており、認知症対策は喫緊の課題となっている。
- 国は、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を平成27年1月に策定（29年7月改訂）し、介護保険法に基づく地域支援事業に認知症総合支援事業を位置づけ、認知症施策を総合的に推進している。
- 本県においては、認知症施策のさらなる推進を図るため、「あいちオレンジタウン構想」を平成29年9月策定し、認知症に理解の深いまちづくりのモデルとなる先進的な取組を地域づくりと研究開発の両面から推進している。

2 条例制定の趣旨

- 高齢化の進行に伴い、あいちオレンジタウン構想の成果を速やかに県内全域に波及させ、認知症の人が尊厳を保ちながら幸せに暮らしていける社会を、地域が一体となって作っていく必要が急速に高まっている。
- そのためには、県民、市町村、事業者など関係する全ての人々の役割を定め、「じぶんごと」として取り組んでいくための、認知症施策の基本となる指針を広く示し理解していただく必要がある。



あいちオレンジタウン構想の取組を後押しし、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための方策として、認知症施策に関する基本的な理念や取組みの方向、関係者の責務や役割などを総合的に規定する条例を制定するもの

3 条例の構成項目（案）

- 前文
- 目的
 - ・ 認知症の人が尊厳を保ちながら幸せに暮らしていける社会の実現
- 定義
- 基本理念
 - ・ 認知症の人の尊厳を尊重
 - ・ 認知症は身近な病気であることを認識し、じぶんごととして取り組む
 - ・ 県民等が相互に連携し社会全体で取り組む
- 県の責務、市町村の役割、県民の役割、事業者の役割、関係機関の役割
- 施策の計画的推進
- 県民の理解、地域づくりの推進、医療・介護の推進、研究開発の推進
- 財政上の措置

4 認知症施策を推進するに当たっての本県の特徴

- (1) 専門機関が立地し、連携した先駆的取組を行いやすい環境にある。
 - 国立長寿医療研究センター、認知症介護研究・研修センター、あいち健康プラザ
- (2) 活力ある民間企業が多い。(企業のCSR活動との連携)
- (3) 大学が多数立地し、学生数・教員数ともに多い。(地域の活動人材として活躍)
- (4) 健康づくりリーダーや介護予防リーダーによる地域活動の実績がある。

5 検討手法

愛知県認知症施策推進会議で意見をお聞きするとともに、会議の下に新たな構成員を加えたワーキンググループ（WG）を設置し、意見聴取を行う。

<WG構成員（案）：10名>

区 分		所 属	職名・氏名
推進会議 委員より 選任	有識者	藤田保健衛生大学医学部 認知症・高齢診療科	教授 ◎武地 一
	関係団体	認知症の人と家族の会	愛知県支部代表 尾之内 直美
		愛知県医師会	理事 野田 正治
	専門機関	岡崎市民病院 認知症疾患医療センター	センター代表 小林 靖
行政 (市町村)	半田市福祉部高齢介護課	課長 倉本 裕士	
新たに 選任	認知症ご本人 の立場	日本認知症本人ワーキンググループ (名古屋市認知症相談支援センター)	山田 真由美 (サポート役 鬼頭 史樹)
	事業者の立場	愛知県商工会議所連合会	理事 田中 豊
	介護サービスを 提供する立場	愛知県老人福祉施設協議会	介護保険事業等経営委員会 委員長 谷田 和也
	県民の立場	愛知県女性団体連盟	会長 加藤 愛子
オレンジタウン 構想の中核的機関	国立長寿医療研究センター	企画戦略局 リサーチコーディネーター 進藤 由美	

6 今後のスケジュール

7月30日	第1回認知症施策推進会議	条例制定についての説明及び ワーキンググループの設置
8月上旬～	第1回WG会議	条例記載内容に対する意見聴取
	第2回WG会議	
	第3回WG会議	

※WG会議終了後推進会議において条例骨子（案）に対する意見聴取を予定

7 他自治体における条例の制定状況

- ・ 大府市…大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例（平成29年12月制定）
- ・ 神戸市…神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（平成30年3月制定）

※名古屋市は、平成30年7月から検討開始

愛知県認知症施策推進会議開催要領（案）

（目的）

第1条 認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、各市町村における認知症施策の円滑な実施を促進するとともに認知症地域支援体制の構築等を支援することを目的に、愛知県認知症施策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

（協議内容）

第2条 推進会議は次の事項について協議する。

- （1）認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進に関する事。
- （2）認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供に関する事。
- （3）若年性認知症施策の強化に関する事。
- （4）認知症の人の介護者への支援に関する事。
- （5）認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進に関する事。
- （6）認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進に関する事。
- （7）認知症の人やその家族の視点の重視に関する事。
- （8）その他前条の目的を達成するために必要と認められる事。

（組織）

第3条 推進会議は、別表に定める委員で構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の途中で委員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（運営）

第5条 推進会議は健康福祉部長が招集する。

- 2 推進会議においては、会長が議長となる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を依頼し、意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は愛知県健康福祉部医療福祉計画課地域包括ケア・認知症対策室において処理する。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成23年7月25日に施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年7月7日から施行する。

附則

この要領は、平成30年8月 日から施行する。

愛知県認知症施策推進会議ワーキンググループ設置要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための方策となる条例の制定に関し意見を聴取するため設置する、愛知県認知症施策推進会議ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）について、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 ワーキンググループは、別に定める者をもって構成し、ワーキンググループの座長は、愛知県認知症施策推進会議会長が指名する。

2 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（運営）

第3条 ワーキンググループは、愛知県健康福祉部長が招集する。

2 ワーキンググループの設置は、平成31年3月31日までとする。

（庶務）

第4条 ワーキンググループの庶務は、愛知県健康福祉部医療福祉計画課地域包括ケア・認知症対策室において行う。

（雑則）

第5条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成30年8月 日から施行し、平成31年3月31日をもって廃止する。